

教職員及び職員の懲戒処分について

教職員及び職員の不祥事案について、当該教職員及び職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様にご迷惑を及ぼすとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員及び職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	戒告	市立学校 教諭 (30 歳)	被処分者は、令和 2 年 11 月から令和 3 年 12 月にかけて、顧問をする部活動の生徒 7 名に対し、計 5 回の体罰を行った。また、管理職への報告も怠った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
(2)	戒告	学校教育部 指導主事 (35 歳)	被処分者は、令和 3 年 12 月に上記の体罰案件について、校長から複数回の報告があったにもかかわらず、課内の報告を怠った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

2 服務上の措置

事案 (1) に関し、所属長 (校長) に対し厳重注意 (管理監督責任) を行った。

事案 (2) に関し、令和 3 年度同所属の課長級職員 (1 人)、課長補佐級職員 (1 人) に対し、文書訓告 (管理監督責任) を行った。

3 処分日

令和 4 年 7 月 22 日

問 い 合 わ せ 先	(教職員の処分について) 担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 フ ァ ッ ク ス：072-228-7890
	(職員の処分について) 担 当 課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電 話：072-228-7435 フ ァ ッ ク ス：072-228-7890